

【R3.9.22更新版】

# 「第2弾 ふるさとで“心呼吸”の旅 キャンペーン」 宿泊施設直接割引 にかかる取扱マニュアル



長崎県／(一社)長崎県観光連盟

## ■目次

1. はじめに	1
2. キャンペーンの内容について	2
3. 現地割引の適用について	4
4. 地域限定クーポンの配付について	7
5. 請求手続きについて	8
6. 利用実績・予約状況の報告について	10
7. よくある質問	11
8. 様式集	17
9. 事務局連絡先	17

## ■別添資料

**※様式2は変更しているのので、必ず変更後の様式を使用してください。**

1. 様式第1号 請求書
2. 様式第2号 利用実績報告書
3. 様式第3号 各種変更届及び利用施設解除届
4. 様式集（記入例）
5. 様式2 宿泊料金割引申請書 **※変更有り**
6. お客様向けQ & A

## 1. はじめに

本キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込む中、県民限定の宿泊割引や旅行期間中に使用可能なクーポン配布等を行なうことにより、多くの県民の旅行需要を創出するとともに、県内の観光資源の魅力再発見などにつなげていくことを目的に実施するものです。

本キャンペーンにおける「現地割引」の取扱については、本書、並びに別添資料を確認のうえ、間違いのないようお願いいたします。

**なお、本マニュアルに掲載のない事項については、必ず、事務局までお問合せをお願いします。事務局への相談・問合せがなく、自己判断で助成対象とされた場合において、事務局で精査した結果、助成対象外となった場合は、施設の負担となりますので、ご注意ください。**

**また、不正請求については、厳正に対応いたします。万が一、不正が判明した場合は、当該施設の登録を抹消するとともに、適正な請求分も含め、本キャンペーンの助成対象外といたしますので、本キャンペーンの趣旨、ルールを理解、遵守のうえ、ご参加いただきますようお願いいたします。**

## 2. キャンペーン(宿泊施設直接割引)の内容について

### (1) 実施名

第2弾ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン

### (2) 実施方法

①宿泊施設で宿泊代金を「現地払い」する利用に対して、支払いの際に直接割引  
(以下、現地割引)

※「現地払い」は、旅行会社で予約・決済が完了したもの、OTA等で事前に決済が完了したものは含みません。

②現地割引利用者に対する地域限定クーポンの付与

### (3) 助成対象

長崎県民(長崎県内在住者)

※単身赴任等で住民票を異動させていない方については、公共料金の領収書(3ヶ月以内に発行されたもの)等(により、長崎県内に居住している事実が証明できる場合のみ、対象とします。

### (4) 助成額

①1人(泊)あたり宿泊代金(税込)の50%(上限5,000円、下限2,000円)

➤ 助成額の計算基礎となる宿泊代金は税込(入湯税含む。)とします。

➤ 第1弾キャンペーンとの併用はできません。

➤ 50%割引支援の場合は、円未満切捨てとし、差額は利用者負担とします。

②1人(泊)あたり地域限定クーポン2,000円

➤ 地域限定クーポンの不正取得を防止するため、割引対象となる宿泊代金の基礎額は4,000円(税込)以上とします。

➤ 第1弾キャンペーン利用者は、地域限定クーポンの付与対象外となります。

#### ■注意事項

➤ 期間中に、Go Toトラベル事業が再開した場合は、Go Toトラベル事業との併用はできません。

➤ 各市町の助成制度、企業の福利厚生制度等との併用は可能です。

※併用時のルールについては、3(5)～(7)を確認ください。

➤ 宿泊代金には、室料だけではなく、食事やサービス等を付けた4,000円(税込)以上の宿泊プランを含みます。宿泊代金が4,000円未満の場合は、食事等を付けた宿泊プランなど、既存プランをグレードアップして4,000円(税込)以上の宿泊プランを新たに造成することをお勧めします。

➤ 宿泊プランとは、あらかじめ食事やアクティビティ等のサービスを組み込んだ定額商品と定義します。**予約時に申し込んだものであっても、定額商品に組み込まれていないオプション(料理、アトラクション)、宿泊施設チェックイン後、滞在時に追加注文した商品・サービス(例:滞在中のレストラン飲食、ルームサービス、冷蔵庫飲料、売店でのご買物等)を精算時に合算して4,000円(税込)以上となっても、助成対象外です。プラン造成の際は、ご注意ください。**

➤ 請求時に宿泊プラン内容がわかるチラシ、HP写し等の添付が必要です。

◆適用例

- 【例1】 1泊2食付き15,000円(税込)の宿泊プランを1名で利用した場合  
⇒助成額5,000円/宿泊者負担10,000円  
⇒地域限定クーポン2,000円
- 【例2】 1室1泊朝食付き8,750円(税抜)の宿泊プランを1名で利用した場合  
⇒助成額4,812円/宿泊者負担4,813円  
※税込9,625円(8,750円×1.1)×50%=4,812.5円→切捨て4,812円  
⇒地域限定クーポン2,000円
- 【例3】 1室1泊朝食付き15,000円(税込)の宿泊プランを2泊2名で利用した場合  
⇒助成額(1人)7,500円/宿泊者負担(1人)7,500円  
※1名分の宿泊代金7,500円×50%=3,750円×2泊=7,500円  
※グループの助成額合計7,500円×2名=15,000円  
⇒地域限定クーポン2,000円×2泊(1人)※グループへの配付合計8,000円
- 【例4】 1泊朝食付き3,850円(税込)の宿泊プランを1名で利用した場合  
⇒助成額0円(4,000円(税込)未満の宿泊プランのため助成対象外)  
⇒地域限定クーポンの付与なし
- 【例5】 1室1泊7,500円(税込)の宿泊プランを2名で利用した場合  
⇒助成額0円(1名1泊3,750円(税込)となり、4,000円(税込)未満の宿泊プランのため助成対象外)  
⇒地域限定クーポンの付与なし
- 【例6】 1泊3,800円(税込)を2名で利用し、室内冷蔵庫の飲み物を利用料金と合算して、4,000円を超えたら、キャンペーンを適用するプラン  
⇒助成額0円(宿泊代金4,000円(税込)未満のため助成対象外)  
⇒地域限定クーポンの付与なし
- 【例7】 1泊朝食付き3,800円(税込)を2名で利用し、一人が館内併設施設のマッサージ30分3,000円(税込)を利用した場合  
⇒助成額0円(1人4,000円(税込)未満、チェックイン後の館内利用は対象外)  
⇒地域限定クーポンの付与なし

(5) 対象期間

①現地割引

予約期間：令和3年9月23日(木・祝)10時～12月31日(金)

利用期間：令和3年9月25日(土)～12月31日(金)

②地域限定クーポン：令和3年9月25日(土)～12月31日(金)

※①、②ともに令和3年9月25日(土)宿泊分から令和4年1月1日(土)

チェックアウト分までが対象です。

- 新型コロナウイルス感染症に係る情勢によっては、既に予約された宿泊等も含めて、本キャンペーンを中断または中止する場合があります。
- 期間中であっても、助成利用額が予算額に達した場合は、本キャンペーンを終了することがあります。
- キャンペーン再開日(9月25日(土))を含む連泊の場合、**キャンペーン再開日前の宿泊には適用できません。**

## (6) 対象施設

登録した長崎県内宿泊施設(旅館、ホテル、民宿、体験民泊事業者等)

- 利用可能施設として登録された施設のみが利用対象となります。
- 登録された宿泊施設は、「ながさき旅ネット」内の専用サイトに掲載しますので、必ずご確認ください。

※第2弾ながさき“心呼吸”の旅キャンペーン宿泊事業者向け申請関係ページ  
<https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/report/furusato-shinkokyu-cpn>

## (7) その他

- 予算執行管理のため、助成利用人数が200人に達した、または達しそうな場合には速やかに事務局へご連絡ください。追って、追加配分などについて、個別にご相談します。
- **追加配分後に助成利用枠に達した場合であっても、可能な限り再追加を行いますので、必ず事務局に連絡・相談をお願いします。また、最終的に配分枠に達した場合は、ながさき旅ネットに「完売」等の表示をしますので、この場合も事務局へご連絡ください。**  
**予約枠を超過した場合、超過分の割引は各施設の負担とし、精算対象となりませんので、ご注意ください。**
- 執行状況の確認のため、期間中、定期的に利用実績(延べ利用者数・助成額)及び宿泊予約数についての経過報告が必要です。報告がない場合は、助成対象とならないことがあります。**報告期限に遅れないよう、取りまとめ作業は早めに着手してください。**
- キャンペーンを中止した場合のキャンセル料は、下記①、②いずれかの方法により対応します。
  - ①キャンセル料を支払ったキャンペーン利用者に対して補填
  - ②宿泊予定者が宿泊施設にキャンセル料の請求・受領に関する委任状を提出し、委任を受けた宿泊施設から事務局に請求※委任の場合、予約の事実及び宿泊料金の確認のため、委任状の提出が必要
- 市町区域等、地域を限定して本キャンペーンを中止する場合など、お客様へ緊急連絡が必要になる場合等に備え、宿泊予約の受付時に**お客様の連絡先、お住まいの市町を必ず確認し、把握**いただくようお願いいたします。(お客様への連絡は、各施設からお願いいたします。)

## 3. 現地割引の適用について

### (1) 割引対象

各施設の既存の予約方法(電話直接、自社HPでの直接予約、OTAなど)で、県民のお客様が申請書を提出したうえで、宿泊料金を宿泊施設(現地)で支払う場合、割引の対象となります。

- 自社HP及びOTAや旅行会社等で事前決済により予約した場合は、割引の対象外です。
- WEB予約については、県民限定割引キャンペーン対象商品であることを明示してください。
- キャンペーン開始当初、3連泊の考え方について、想定外の利用など様々な異なる取扱いがみられたため、キャンペーンの趣旨を鑑み、**同一施設における長期滞在の利用について、連泊であるか否かを問わず、下記のとおり制限を設けます。**

**同一施設におけるキャンペーン利用泊数:毎月3泊まで**

## (2) 利用の流れ

- ①お客様（県民限定）が直接、宿泊施設へ予約を行います。（電話、WEB）  
※電話予約する際、お客様がキャンペーンを利用する旨を申し出ることとなっておりますが、申し出がない場合は、宿泊施設において、キャンペーン利用の有無について確認するなど、多くの県民に活用いただけるようご協力をお願いします。
- ②お客様は、チェックイン時に宿泊する宿泊施設へ、「宿泊料金割引申請書（様式2）」を提出します。
- ③宿泊施設は、提出された宿泊料金申請書の内容について、記載内容を確認するとともに、代表者及び同伴者が県内在住者であるかを公的証明書により確認してください。
- ④キャンペーン利用のお客様へ、地域限定クーポンをチェックイン時に配付してください。
  - 1泊あたり、2,000円、キャンペーンを適用した宿泊数を上限に付与します。
  - 宿泊施設において、使用期限（チェックアウト日）を記入してください
  - 地域限定クーポンは、キャンペーンの助成対象外の方、キャンペーンを利用しない方には付与できません。
  - **第1弾キャンペーンの利用者は、地域限定クーポンの付与対象外です。**
  - **旅行会社を通じてキャンペーンを利用し宿泊するお客様については、旅行会社で地域限定クーポンを付与しますので、宿泊施設で付与する必要はありません。**
- ⑤宿泊料金精算時に、割引後の料金を請求し、お客様にお支払いいただきます。
- ⑥宿泊料金の割引額について、宿泊施設はキャンペーン事務局に請求してください。

### ◆宿泊料金割引申請書

- 「ながさき旅ネット」に掲載するものをご持参いただくか、宿泊施設で配布をお願いします。
- 申請書には、本人確認書類を添付する必要はありませんが、キャンペーンを利用する方が県民であるか否かを、チェックイン時に公的証明書により確認を行う必要があります。
- **本人確認のための公的証明書を持参していない場合は割引対象となりません。**
- 同じ宿泊グループに県外在住者が含まれる場合、**県内在住者のみをキャンペーンの助成対象とします。県外在住者にはキャンペーンの助成を適用しない**てください。

### ◆公的証明書による本人確認

- 宿泊者から提示された公的証明書（住所記載があるもの）をもって、**キャンペーンの助成を受けようとする方全員が県内在住者であるかの確認**を行い、「宿泊料金割引申請書」の**事業者チェック欄に、確認者名とチェック**を入れます。
- 公的証明書（住所記載があるもの）とは、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、島民カード等、公的機関が発行したもので住所の確認ができるものを指します。住民票、公共料金の領収書等は、3か月以内に発行されたものに限りません。

### ◆その他

- 宿泊料金割引申請書の原本は、キャンペーン事務局への精算に必要な書類になりますので、保管して下さい。個人情報の取扱いには十分にお気をつけください。

(3) 宿泊者との宿泊料金の精算

- 宿泊料金割引後の金額を、お客様に請求して下さい。
- 決済方法(現金、クレジット決済等)については、宿泊施設の判断でかまいません。

(4) 第1弾キャンペーンとの併用について

- 第1弾ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン(宿泊券)との併用はできません。  
また、第1弾キャンペーン利用者には、地域限定クーポンの付与はできません。

(5) 県内市町の割引制度との併用について

- 県内市町が独自に県民や市(町)民向けに実施する宿泊料金の割引制度との併用は可能です。その場合、以下の順で適用してください。

①第2弾キャンペーンを先に適用

②第2弾キャンペーン適用後の宿泊代金の残額(お客様負担)に、市町の割引制度を適用

【適用例】

1泊9,000円の宿泊プランを利用する場合(※●●市の割引制度が宿泊料金の1/2の場合)

①第2弾キャンペーン助成額 9,000円×1/2=4,500円

②差額の4,500円に対して、●●市の割引制度を利用

●●市宿泊助成額 4,500円(差額) × 1/2 = 2,250円

③お客様負担額: 2,250円、地域限定クーポン: 2,000円

※各市町が実施する宿泊割引制度については、市町で異なりますので、各宿泊施設でご確認ください。

(6) 個人が保有するOTAポイント等の各種ポイントやマイル、企業の福利厚生制度等の割引補助との併用について

- **併用可能**です。その場合、以下の順で適用してください。

①**第2弾キャンペーン助成を先に適用**

②第2弾キャンペーン適用後の宿泊代金の残額(お客様負担)から、ポイント・割引補助を適用

【適用例】

1泊6,000円の宿泊代金のうち、2,000円分をOTAポイントで支払う場合

①第2弾キャンペーン助成額 6,000円×1/2=3,000円

②差額の3,000円からポイント2,000円を充当

③お客様負担額: 1,000円、地域限定クーポン: 2,000円

(7) OTAが配布するクーポン、宿泊施設が自ら振り出す「宿クーポン」との併用について

- **併用可能**です。その場合、以下の順で適用してください。

①**OTAクーポン・宿クーポンを先に適用** **※他の割引併用と取扱い異なるので注意**

**※グループで宿泊する場合**

定額クーポン: 全員に適用するか特定人にも適用するかは、宿泊者の判断で可。

定率クーポン: グループ全体の宿泊代金に適用される場合は、宿泊者全員に適用(特定人からのみ割引は不可)

②クーポン適用後の宿泊代金の残額（お客様負担）が4,000円（税込）以上となる場合に、第2弾キャンペーンを適用

【適用例①】

1人1泊9,000円の宿泊代金に、500円割引のクーポンを利用する場合

- ①クーポン割引後額  $9,000円 - 500円 = 8,500円$
- ②第2弾キャンペーン助成額  $8,500円 \times 1/2 = 4,250円$
- ③お客様負担額：4,250円、地域限定クーポン：2,000円

【適用例②】

1泊4,200円の宿泊代金に、500円割引のOTAクーポンを利用する場合

- ①クーポン割引後額  $4,200円 - 500円 = 3,700円$
- ②県キャンペーン助成額 4,000円未満のため、助成対象外
- ③お客様負担額：3,700円（助成なし、地域クーポン付与なし）

【適用例③】

大人1泊6,000円、子供1泊4,000円の宿泊代金を大人1名、子供1名で利用する場合に、500円割引のOTAクーポンを利用するが、宿泊者が大人のみにクーポン利用を希望する場合

- ①クーポン割引後額 大人  $6,000円 - 500円 = 5,500円$
- ②県キャンペーン助成額 大人  $5,500円 \times 1/2 = 2,750円$   
子供  $4,000円 \times 1/2 = 2,000円$
- ③お客様負担額：4,750円、地域限定クーポン：4,000円（2名分）

※定額クーポンの利用は、宿泊客の希望どおりの取扱いとして可。

※例の場合、グループ全員にクーポン割引額を均等に適用することを宿泊者が希望する場合は、子供はキャンペーン対象外。

【適用例④】

大人1泊6,000円、子供1泊4,000円の宿泊施設を大人1名、子供1名で利用する場合に、宿泊代金20%割引のOTAクーポンを利用する場合

- ①クーポン割引後額 大人  $6,000円 \times 0.8 = 4,800円$   
子供  $4,000円 \times 0.8 = 3,200円$
- ②県キャンペーン助成額 大人  $4,800円 \times 1/2 = 2,400円$   
子供 3,200円のため、助成対象外（4,000円以下）
- ③お客様負担額：5,600円、地域限定クーポン：2,000円（大人1名のみ）

※グループの宿泊代金に適用する定率割引クーポンの場合は、宿泊者全員に割引が適用されることから、全員に適用のうえ、適用後の代金によりキャンペーン適用を判断。

（この場合、特定人の代金からグループ全体の割引額を除算することは不可）

※例の場合、グループ全体の宿泊代金にクーポンが適用されるため、グループ構成員全員にクーポン割引を適用し、クーポン割引額後額を算出すること。



#### (8) 利用制限

- キャンペーンをご利用いただけるのは、長崎県内在住の方に限ります。
- 宿泊グループ内に県外在住者が含まれる場合でも適用可能ですが、キャンペーンの助成対象は県内在住者のみとします。
- 1人1泊あたりの宿泊代金が4,000円(税込)以上のご利用に限ります。  
したがって、宿泊料金が4,000円(税込)未満の方、宿泊代金が発生しない乳幼児等は対象外となります。
- 食事やエステなどのサービスをつけて4,000円以上(税込)となる定額の宿泊プランを作成することは可能ですが、換金性の高い金券等(プリペイドカード、商品券等)の付与は不可です。なお、景品表示法ほか法令等を遵守したものとしてください。
- **定額商品に含まれない、オプション代金(料理追加代金、アトラクション)、滞在中のレストラン、エステ、冷蔵庫、売店等の利用代金は、割引対象外です。**
- 宿泊施設での休憩や食事など、日帰り利用は現地割引の割引対象外になります。
- オンライン予約等で事前に決済した場合は、割引対象外となります。
- 役員や従業員が自社の施設に宿泊する場合は、割引対象外となります。

## 4. 地域限定クーポンの配付について

### (1) 配付対象

**令和3年9月25日(土)宿泊**～令和4年1月1日(土)チェックアウトまでの宿泊者で、第2弾キャンペーンを利用する宿泊者が対象となります。チェックイン時に、宿泊施設において、第2弾キャンペーンの助成対象となる宿泊日数分のクーポンを配付してください。**(同一施設での付与上限:毎月3泊分(6,000円)まで)**  
また、配付の際は、クーポンに使用期限(チェックアウト日)を記入してください。

### (2) 地域限定クーポンの内容

1泊につき、2,000円の地域限定クーポンを配付します。使用できる期間は、チェックイン日からチェックアウト当日までとなります。

※キャンペーン開始日**(9月25日)**より前にチェックインした場合は、**9月25日宿泊分から付与可能**です。9月25日からチェックアウト当日までの使用期限としてください。

### (3) 地域限定クーポンの宿泊施設への送付

地域限定クーポン事務局から、各宿泊施設へあらかじめ送付されます。取扱い等については、別途、地域限定クーポン事務局から案内がありますので、そちらに従ってください。

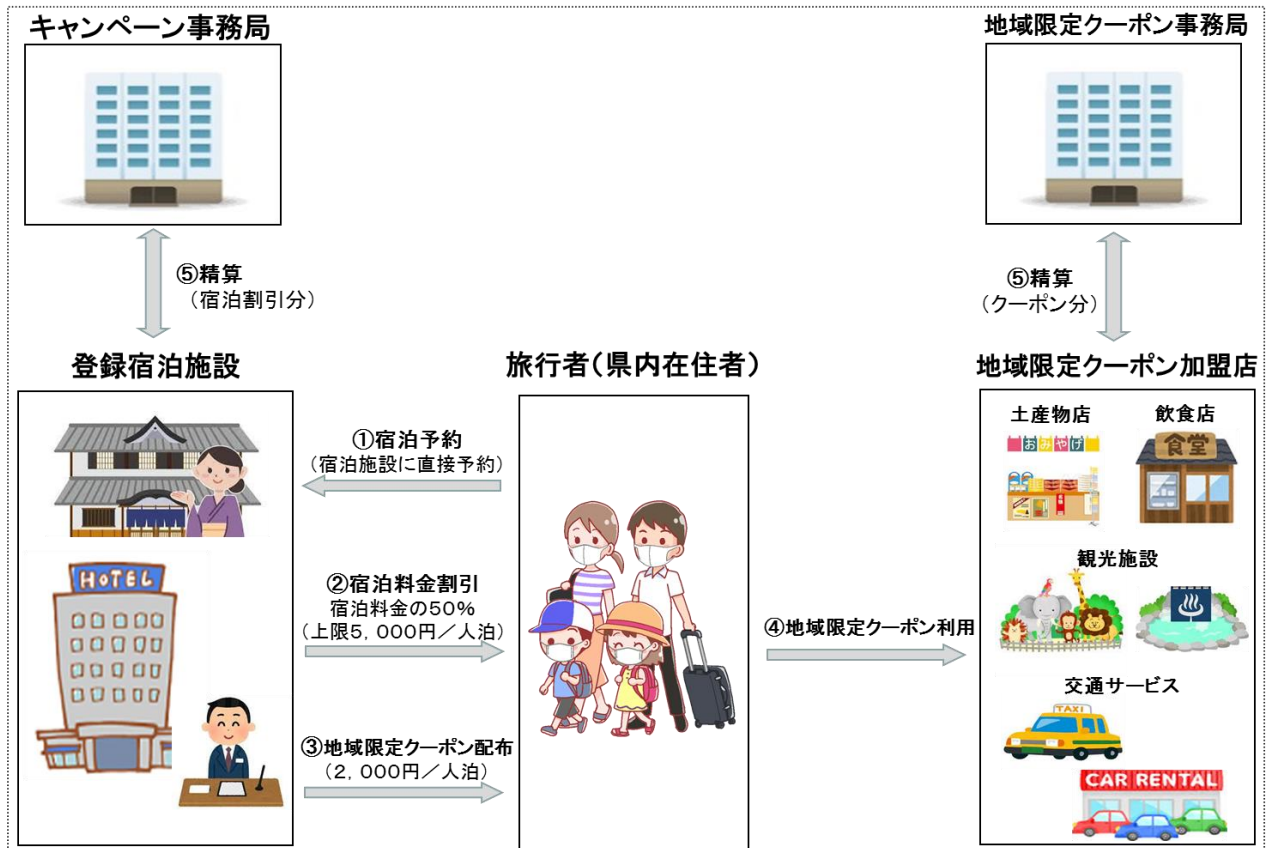
**割引適用枠を超えてのクーポン配布はできません。**

**また、クーポン事務局は枠の配分は行ないませんので、予約数が枠に達する見込みとなった場合は、必ず、宿泊キャンペーン事務局に連絡してください。**

## 5. 請求手続きについて

### (1) 精算方法

精算方法については、下記スキーム図のとおりとなります。



### (2) 請求方法

○請求書受付期間

**10月15日(金)～1月10日(月) 厳守**

○支払予定

原則、2週間ごとに支払い

※できるかぎり早めの支払いに努めますが、提出書類に不備がある場合は、振込手続きが遅れることもあります。

○以下の書類をセットにして、事務局に請求して下さい。

#### 【提出書類】

①請求書(様式第1号)

②利用実績報告書(様式第2号) ※必ず宿泊施設において作成のこと

③宿泊料金割引申請書(様式2) ※原本

④宿泊者が宿泊したことを証する書類

例: 宿泊証明書、宿泊確認書、宿泊台帳の写し等

(宿泊日、人数、代金、宿泊施設名等が記載されたもの)

⑤宿泊者からの入金を確認できるもの

例: 領収書、請求書、仕訳帳、現金出納帳、総勘定元帳の写し等

(お金の流れが分かり、**割引前の元値が確認できるもの**。税込・税抜表記がなければ明記のこと。)

※領収書については、**宿泊者宛てのもののみ有効**。会社(団体)宛てのものは不可。

また、**割引前の元値が確認できないものについては、請求書、総勘定元帳などを併せて添付すること。**

⑥宿泊プランを造成している場合は、プラン内容がわかるチラシ、HP写し等

※①、③は原本の提出が必要

※④及び⑤を同一書類で確認できる場合は、一つの書類で可能（領収書、請求書等）  
ただし、割引した人数分（グループであれば全員分）の書類の確認を行う。

**※④及び⑤の添付は必須です。添付されていない場合、助成対象外とします。**

○請求書提出スケジュール

支払いを円滑に行うため、下記スケジュールにより実績をとりまとめのうえ、請求書、資料を作成し、提出期限内に事務局へ郵送してください。

	宿泊期間	提出期限
第1期	7月 1日（木）～7月15日（木）	7月31日（土）
第2期	7月16日（金）～7月31日（土）	8月15日（日）
第3期	8月 1日（日）～8月15日（日）	8月31日（火）
第4期	<del>8月16日（月）～8月31日（火）</del>	<del>9月15日（水）</del>
第5期	<del>9月 1日（水）～9月15日（水）</del>	<del>9月30日（木）</del>
第6期	9月16日（木）～9月30日（木）	10月15日（金）
第7期	10月 1日（金）～10月15日（金）	10月31日（日）
第8期	10月16日（土）～10月31日（日）	11月15日（月）
第9期	11月 1日（月）～11月15日（月）	11月30日（火）
第10期	11月16日（火）～11月30日（火）	12月15日（水）
第11期	12月 1日（水）～12月15日（水）	12月25日（土）
第12期	12月16日（木）～12月31日（金）	1月10日（月）

○記載方法については、様式集（記入例）を参考にしてください。

○可能な限り、配達記録が残る形（書留、宅配便等）で送付してください。配達中、書類の紛失等が発生しても、県及び県観光連盟、事務局はその責任を負いません。

○請求書送付にかかる費用は、宿泊施設様のご負担になります。

(3) 請求書等の送付先

第2弾ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン事務局

〒850-0033 長崎市万才町3-13第1森谷ビル6階

TEL：095-818-3353（宿泊事業者専用ダイヤル）

FAX：095-821-9280

開設期間：令和3年4月15日（火）～令和4年1月31日（月）

営業時間：平日9：30～17：30 ※12月29日（水）～1月3日（月）休業

## 6. 利用実績・予約状況の報告について

### (1) 定期報告

- キャンペーン執行状況を確認し、予約可能枠の追加配分等を行うため、利用実績（延べ利用者数、助成額）及び予約状況等の経過報告を、次ページのスケジュールにより事務局へ報告願います。
- 報告方法は、原則 Google フォームとし、利用ができない場合は、FAX（095-821-9280）とします。
- 報告がない場合は、助成対象とならないことがあります**ので、予約・実績ゼロの場合でも、必ず報告をお願いします。
- 短期間での報告となりますので、報告期限に遅れないよう日々集計を行うなどの対応をお願いします。
- 報告スケジュール

	報告対象期間	事務局への 報告期限	報告内容 ※利用実績：延べ利用者数・助成額
第1期	7/1(木)～7/15(木)	7/25(日)	・第1期利用実績 ・第2期～第12期予約数
第2期	7/16(金)～7/31(土)	8/10(火)	・第2期利用実績 ・第3期～第12期予約数
第3期	8/1(日)～8/15(日)	8/25(水)	・第3期利用実績 ・第4期～第12期予約数
<del>第4期</del>	<del>8/16(月)～8/31(火)</del>	<del>9/10(金)</del>	<del>・第4期利用実績 ・第5期～第12期予約数</del>
<del>第5期</del>	<del>9/1(水)～9/15(水)</del>	<del>9/25(土)</del>	<del>・第5期利用実績 ・第6期～第12期予約数</del>
第6期	9/16(木)～9/30(木)	10/10(日)	・第6期利用実績 ・第7期～第12期予約数
第7期	10/1(金)～10/15(金)	10/25(月)	・第7期利用実績 ・第8期～第12期予約数
第8期	10/16(土)～10/31(日)	11/10(水)	・第8期利用実績 ・第9期～第12期予約数
第9期	11/1(月)～11/15(月)	11/25(木)	・第9期利用実績 ・第10期～第12期予約数
第10期	11/16(火)～11/30(火)	12/10(金)	・第10期利用実績 ・第11期～第12期予約数
第11期	12/1(水)～12/15(水)	12/25(土)	・第11期利用実績 ・第12期予約数
第12期	12/16(木)～12/31(金)	1/10(月)	・第12期実績

## 7. よくある質問(FAQ)

### 1. 変更手続き関係

問 1-1 申請登録後に、宿泊施設の名称や代表者の変更があった場合の手続きは。

答 各種変更届及び利用施設解除届（様式第3号）を提出してください。

### 2. 割引の適用について

問 2-1 キャンペーン開始前にすでに予約済みのものも、割引対象として扱ってよいか。

答 県民であれば、対象としてかまいません。

問 2-2 割引が実際に適用されるのは、予約順かそれとも宿泊順か。

答 予約順になります。各施設の助成利用枠上限については、助成対象となる予約数が200人を超える見込みとなった時にお知らせしますので、事務局にご連絡ください。**追加後の枠を超える見込みとなった場合にあっては可能な限り配分を行います**が、**都度、事務局への連絡が必要となります**ので、各施設において、上限枠を超えないよう予約管理をお願いします。

問 2-3 本人確認書類は、精算時のためにコピーを用意する必要があるか。

答 コピーの必要はありません。目視による確認だけで結構です。  
ただし、現地割引を利用する宿泊者全員について確認いただく必要があります。  
**不正については、登録施設の取り消し、現地調査、返還請求等、厳正に対応します。各施設においては、キャンペーン内容をご理解のうえ、厳格な確認をお願いします。**

問 2-4 オンライン予約で事前決済した宿泊者に対して、チェックイン時にキャッシュバックを行った場合、現地割引代金として、請求してよいか。

答 本キャンペーンの対象は、宿泊料金を宿泊施設（現地）で支払う場合のみが対象となります。キャッシュバックについては、助成できません。

問 2-5 宿泊日当日に公的証明書の持参を忘れ、割引を受けることができなかったお客様や割引を受け忘れたお客様の対応はどのようにすればよいか。

答 チェックイン時の申請書提出と本人確認が要件であり、対象外となります。

問 2-6 消費税や入湯税まで含んだ宿泊代金が助成対象となるのか。

答 対象になります。

問 2-7 宿泊した施設に付随する体験メニューやエステなどにも充てられるのか。

答 最初から「宿泊プラン」に組み込まれていれば、充てることができます。  
組み込まれていない場合（予約時に追加したオプション、チェックイン後の現地利用等）は、助成対象外となります。

問 2-8 宿泊料金が 4,000 円（税込）に達せず、施設内にレストランなどが無いため、食事をつけたプランを作ることができない。周辺の飲食店の商品とセットにしたプランは割引の対象となるのか。

答 可能ですが、セットとなるものとして、金券など換金性のあるものを組み込むことは不可とします。

【換金性があると考えられるもの】

飲食店で利用できる「500 円分の食事券」等の食事券（金券）、クオカードなど対象の宿泊期間外に単独で利用できるもの

問 2-9 宿泊料金が 4,000 円（税込）に達せず、施設内にレストランなどが無いため、冷蔵庫やルームサービスの利用料金と宿泊代金を合わせて本キャンペーンの対象となる金額 4,000 円（税込）に達した場合は、本事業の対象となるか。また、達した場合はキャンペーン対象とするプランは本事業の対象となるか。

答 両方とも、対象となりません。

本事例のように、最初から宿泊プランに組み込まれていない、部屋や食事のグレードアップ等の追加料金、アトラクション利用料、館内のエステ、マッサージの利用料金、ルームサービス料金、冷蔵庫利用料金、売店での買物代金等料金については、本事業の助成対象外です。また、宿泊プランとは、あらかじめ、宿泊に食事やアクティビティ等を組み込み、定額で販売する商品とします。

問 2-10 施設 1 棟が 1 泊あたり 7,800 円（税込／人数による料金の変動なし）で、2 人宿泊する場合において、1 人あたりの料金が 4,000 円（税込）を下回るので適用されないのか。1 人分として適用することはできないのか。

答 1 人分として適用することは、できません。

適用か否かは、1 人 1 泊あたりの宿泊単価の金額がベースとなります。

この場合（2 人宿泊）、1 人あたりの宿泊単価は 3,900 円（税込）となり、4,000 円（税込）を下回るため、2 人ともに適用外となり、現地割引、地域限定クーポンどちらも対象外となります。1 室貸しの場合も同様の取扱いです。

問 2-11 1部屋1泊あたり18,000円（税込／人数による料金の変動なし）で、2人宿泊する場合において、1人は第1弾キャンペーンの割引利用する場合、第2弾キャンペーンの現地割引を1人分だけ適用することは可能か。

答 適用か否かは、1人1泊あたりの宿泊単価の金額で判断します。  
この場合（2人宿泊の場合）、1人あたりの宿泊単価は9,000円（税込）となり、4,000円（税込）を上回るので適用可能です。第1弾キャンペーンを利用しない宿泊者の1泊あたりの宿泊単価9,000円が割引対象となり、割引額は、50%の4,500円となります。  
なお、**地域限定クーポンは、第1弾キャンペーン利用者は対象となりませんので、この場合、第2弾キャンペーン利用の1名だけが配布対象です。**

問 2-12 家族4名（親2名、長男、長女）で、大人1名1泊6,000円、こども（長男）1名1泊3,000円、乳幼児（長女）無料の宿泊プランで3泊した場合は、宿泊者全員を割引対象としてよいか。

答 適用か否かは、1人1泊あたりの宿泊単価の金額で判断します。  
この場合、対象となるのは、親2名のみであり、下記の割引額となります。  
なお、地域限定クーポンについても、親2名のみが配付対象となりますので、ご注意ください。  
○割引額  $6,000円 \times 1/2 = 3,000円 \times 2名 \times 3泊 = 18,000円$   
地域限定クーポン  $2,000円 \times 2名 \times 3泊 = 12,000円$

問 2-13 キャンペーン利用回数、利用日数、連泊の上限はあるか。

答 本事業は国費を活用して行う事業であり、特定の利用者に過度な受益が生じることは好ましくないこと、多くの県民の方に利用いただきたいことから、キャンペーン再開にあたり、利用ルールを見直し、同一施設における利用は、1ヶ月間に3泊までを上限とします。（毎月1日にリセット）  
なお、キャンペーン利用回数には上限はありませんので、施設毎に毎月3泊以内、期間中は何度でも利用いただけます。

【例1】同一施設において、1ヶ月間における利用例

- ・ 1泊2日の宿泊であれば3回まで
- ・ 1泊2日と2泊3日の宿泊であれば、各1回まで
- ・ 3泊4日であれば1回

問 2-14 9泊しているお客様から、割引を適用するため、3泊ずつ3枚の割引申請書が提出されたため、受理し、割引後の宿泊料金で精算しました。受け取った宿泊料金は、割引後の料金であり、宿泊施設が不正に受領したものではないので、事務局へ請求すれば、助成対象となるか。

答 同一施設での利用は1ヶ月3泊までが上限となります。本事例の場合、3泊までが助成対象となり、6泊分は対象外となります。宿泊施設が不正に受領していない場合でも、6泊分は対象外となり、減額して助成金を交付しますのでご注意ください。

なお、事務局では、上限を超えた利用となっていないか、請求書受付時に宿泊者名を照合し、随時、精査します。施設におかれては、宿泊者のキャンペーン利用状況を把握いただくとともに、割引申請書が提出された場合は、必ず対象となるか精査をお願いします。

問 2-15 県内在住の方2名と、県外在住の方1名の合計3名のグループでの宿泊予約について、県内在住者2名に現地割引を適用してよいか。

答 県外在住者には現地割引を適用できませんので、この場合、県内在住者2名についてのみ、現地割引を適用し、地域限定クーポンを付与します。

問 2-16 地域限定クーポンは、現地割引を利用しない若しくは対象外となる宿泊者へ配付可能か。

答 地域限定クーポンの配布対象は、現地割引を利用する宿泊者となります。

第1弾キャンペーン利用者、現地割引対象外の宿泊者、現地割引を利用しない宿泊者へは、配布できません。

問 2-17 OTA予約時又は精算時に、お客様保有のポイント（OTAポイント、マイル等）やOTAの割引クーポン・宿泊施設が振り出す「宿クーポン」（定額又は定率）を利用した場合、現地割引は適用できるか。

答 ■お客様が保有しているポイントの利用

現地割引との併用は可能です。以下の順で適用してください。

①第2弾キャンペーン助成を先に適用

②第2弾キャンペーン適用後の宿泊代金残額（お客様負担）に、ポイントを充当

【例】1泊6,000円の宿泊代金のうち、2,000円分をOTAポイントで支払う場合

①県キャンペーン助成後  $6,000 \text{円} \times 1/2 = 3,000 \text{円}$

②ポイント利用  $3,000 \text{円} - 2,000 \text{円} = \underline{1,000 \text{円}}$ （お客様負担）

地域限定クーポン  $2,000 \text{円} \times 1 \text{泊} \times 1 \text{名} = 2,000 \text{円}$

■割引クーポンの利用

現地割引との併用は可能です。以下の順で適用してください。

①クーポンを先に適用

②クーポン適用後の宿泊代金の残額（お客様負担）が4,000円（税込）以上となる場合に、第2弾キャンペーンを適用



【例】大人1名1泊10,000円のプランに、OTA1,000円割引クーポンを利用した場合

- ①クーポン適用  $10,000円 - 1,000円 = 9,000円$
- ②県キャンペーン助成額  $9,000円 \times 1/2 \times 1泊 \times 1名 = 4,500円$   
地域限定クーポン  $2,000円 \times 1泊 \times 1名 = 2,000円$

問 2-18 グループで宿泊において、お客様がOTAポイントを利用した場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 先に、現地割引を適用し、現地割引後の金額からポイント分を差し引いて請求してください。(割引適用後にポイントを差し引くため、均等割りするか否かはお客様の判断で可)

【例】大人1名1泊6,000円プランを4名で予約し、6,000円のポイントを利用した場合  
○県キャンペーン助成後  $6,000円 \times 1/2 \times 4名 \times 1泊 = 12,000円$   
○ポイント適用  $12,000円 - 6,000円 = 6,000円$  (お客様負担)  
地域限定クーポン  $2,000円 \times 4名 \times 1泊 = 8,000円$

問 2-19 グループでの宿泊において、お客様がOTAクーポンを利用する場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 先に、OTAクーポンを適用し、適用後の料金に現地割引を適用してください。その場合、下記の取扱いに注意してください。

■定額クーポン利用：グループ全員に適用するか特定人にも適用するか（連泊の場合はいつの宿泊に適用するか）は、宿泊者の判断で可。  
(例：大人のみに適用、2日目の宿泊代金に適用等)

■定率クーポン利用：グループ全体の宿泊代金に適用されるクーポンは、宿泊者全員に適用し、適用後の料金でキャンペーン対象となるか否かを判断。(特定人の宿泊代金から除算することは不可)  
※特定人にも適用するクーポンの場合は、グループ内の誰に適用するかは宿泊者の判断で可。

【例】大人1名1泊5,000円プランを4名で予約し、5,000円のクーポンを利用した場合  
○クーポン適用※宿泊者の希望 1名2,000円分、3名1,000円分ずつ  
1名： $5,000円 - 2,000円 = 3,000円$  (キャンペーン対象外)  
3名： $5,000円 - 1,000円 = 4,000円$  (キャンペーン対象)  
○県キャンペーン助成  $4,000円 \times 1/2 \times 3名 \times 1泊 = 6,000円$   
○お客様負担  $5,000円$  (対象外1名分) +  $2,000円 \times 3名 = 11,000円$   
地域限定クーポン  $2,000円 \times 3名 \times 1泊 = 6,000円$

【例】大人1名1泊6,000円、子供1名1泊4,000円のプランを大人1名、子供1名で予約し、グループ全員1泊20%オフのクーポンを利用した場合  
○クーポン適用  
大人1名： $6,000円 \times 20\%オフ = 4,800円$  (キャンペーン対象)  
子供1名： $4,000円 \times 20\%オフ = 3,200円$  (キャンペーン対象外)  
○県キャンペーン助成  $4,800円 \times 1/2 \times 大人1名 \times 1泊 = 2,400円$   
○お客様負担  $2,400円$  (大人) +  $3,200円$  (子供) =  $5,600円$   
地域限定クーポン  $2,000円 \times 大人1名 \times 1泊 = 2,000円$

問 2-20 会社の互助会等の福利厚生宿泊補助利用するお客様については、現地割引との併用適用は可能か。その場合どのように適用するのか。

答 現地割引との併用は可能です。その場合、下記の順で適用してください。

①第2弾キャンペーン助成を先に適用

②第2弾キャンペーン適用後の宿泊代金残額（お客様負担）に、宿泊補助を適用

【例】大人1名1泊5,000円のプランに、互助会の宿泊補助1,500円を利用する場合

①県キャンペーン助成額後  $5,000円 \times 1/2 \times 1泊 \times 1名 = 2,500円$

②互助会宿泊補助適用  $2,500円 - 1,500円 \times 1泊 \times 1名 = 1,000円$  (お客様負担)

地域限定クーポン  $2,000円 \times 1泊 \times 1名 = 2,000円$

問 2-21 デイユースや昼・夜の会食（宴会やバーベキュー）のみの利用は対象となるか。

答 宿泊施設での休憩や食事など、日帰り利用は現地割引の割引対象外です。

ランチ、夜の会食等への適用も対象外となります。

**日帰りや会食への適用が判明した場合は、不正な利用と判断し、本キャンペーンの登録施設の登録を抹消し、対象となる助成も含め、全て助成対象外となりますので、ご注意ください。**

※旅行会社が販売する日帰り旅行商品に組み込まれている場合は、対象となります。

### 3. 精算について

問 3-1 利用実績報告書（様式第2号）について、宿泊者に記載させたものを提出していいか。

答 提出する書類については、請求を行う宿泊施設において責任をもって作成、調製のうえ、提出してください。宿泊者に記載・作成させることはできません。

問 3-2 領収書について、宿泊者本人宛てではなく、法人宛てとなっているものは、根拠資料となるか。

答 法人宛ての領収書では、宿泊者からの入金を証明する書類とならないので、根拠資料となりません。

領収書を添付する場合は、必ず、宿泊者本人宛てのものを添付してください。

問 3-3 精算に必要な書類が多すぎる。

答 実績の真正性を確認するため、根拠資料として提出をお願いするものです。

提出いただけない場合は、助成できない場合もあります。お手数ですが、全ての提出書類を調製のうえ、ご提出いただくようお願いいたします。

## 4. その他

問 4-1 マニュアルに記載されていないことについて、事務局に確認するまでもないと思うので、自己判断で現地割引を適用し、請求していいか。

答 マニュアルに記載のないことについて、自己判断で現地割引を適用した場合において、事務局での精査の結果、助成対象外となる場合がありますので、マニュアルに記載がない案件、疑義がある点については、必ず、事務局にご相談ください。

**※お客様向けQ & Aも添付しています。必ず、ご一読ください。**

## 8. 様式集

- 各種様式は、別添資料を確認ください。
- 請求書（様式第1号）と利用実績報告書（様式第2号）の利用者数は、必ず一致させてください。一致しない場合は、再送をお願いします。
- 各種様式は、下記 URL または QR コードをご参照ください。  
（長崎旅ネットへ移動します）
  - ◆第2弾ながさき“心呼吸”の旅キャンペーン 宿泊事業者向け申請関係ページ  
<https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/report/furusato-shinkokyu-cpn>



- ◆別添資料 **※様式第2は変更しているのので、必ず変更後の様式を使用のこと**
  1. 様式第1号 請求書
  2. 様式第2号 利用実績報告書
  3. 様式第3号 各種変更届及び利用施設解除届
  4. 様式集（記入例）
  5. 様式2 宿泊料金割引申請書 **※変更有り**
  6. お客様向けQ & A

## 9. 事務局連絡先

第2弾ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン事務局

開設期間：令和3年4月15日（火）～令和4年1月31日（月）

住 所：〒850-0033 長崎市万才町3-13第1森谷ビル6階

TEL : 095-818-3353（宿泊事業者専用ダイヤル）

095-818-3355（一般利用者専用ダイヤル）

FAX : 095-821-9280

営業時間：平日9:30～17:30 ※12月29日（水）～1月3日（月）休業